指宿地区

備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第５０号
北海道小樽市新光１丁目22番234号
債務者　坂上　邦夫
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第５１号
北海道小樽市新光１丁目22番234号
債務者　坂上眞佐子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第５３号
北海道小樽市長橋５丁目８番３号、前住所北海道小樽市松ケ枝１丁目３番５号
債務者　田中　千秋
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第５４号
北海道小樽市長橋５丁目８番３号、前住所北海道小樽市松ケ枝１丁目３番５号
債務者　田中　早苗
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第５０号
秋田市大町６丁目２番13号　メゾンドむらやまチームワーク内
債務者　船木　昌憲
1　決定年月日時　平成26年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７１号
金沢市有松２丁目17番10号
債務者　松下貴良こと　李　　貴良
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１８２号
石川県白山市安田町36番地
債務者　大岸美津子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３１号
福井県敦賀市市野々13号８番地の１　市野々町１丁目
債務者　畑田　佳志
1　決定年月日時　平成26年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福井地方裁判所敦賀支部